三(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　東京都あきる野市乙津字下加茂八九の口、九三、西多摩郡奥多摩町大丹波字奥中茶屋四九三・四九六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の崩壊の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県上山市菖蒲字日向二一五一の一、二一五一の二、二一五一の四から二一五一の八まで、二一五一の一八から二一五一の二二まで、二一五一の二七、二一五一の二八

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都庁並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

二(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山形県上山市細谷字半天子一一五の三、一四八五、一四八五の二、一四八五の二八から一四八五の五九まで、一四八六の内二から一四八六の内一七まで、一六七五の一から一六七五の三二まで、一六七九の一から一六七九の三〇まで、菖蒲字サヤト山長沢山弥五郎山二二五六の一から二二五六の四六まで、字サヤト二一五七の一から二一五七の二三まで、二一五七の二五、二一五七の二六、相生字松沢九五二の一、九五二の二、九五三、九五三の一、九五四の一、一〇〇〇の一から一〇〇〇の一八まで、一〇〇〇の六四から一〇〇〇の六九まで、三上字松沢七九四から七九六まで、一二三八の二二から一二三八の三三まで、一二三八の五五から一二三八の五九まで、小白府字沼田二三七、二三七の丙、二三七の丁、二三七の戊、二三八、二三八の丁、二三八の庚、二三八の癸、二三九、二三九の乙、一〇四三、字柳立一〇四四、一〇六〇、一〇七〇、一〇七〇の乙

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　次の森林については、主伐は、択伐による。

字サヤト山長沢山弥五郎山二二五六の一から二二五六の四六まで、字サヤト二一五七の一から二一五七の二三まで、二一五七の二五、二一五七の二六、字沼田二三七、二三七の丙、二三七の丁、二三七の戊、二三八、二三八の丁、二三八の庚、二三八の癸、二三九、二三九の乙、一〇四三、字柳立一〇四四、一〇六〇、一〇七〇、一〇七〇の乙

(2)　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び上山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　徳島県三好市三野町加茂野宮字蔭浦一八一四の二六、一八一四の三三、一八一四の三四、一八一四の四四から一八一四の五五まで、東祖谷高野一一三の一、一一三の三、一一四の五、一一四の八、東祖谷西山四五七、四五九、四六四、四九四、四九八、四九九

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

東祖谷高野一一三の一、一一三の三、一一四の五、一一四の八、東祖谷西山四五七、四五九、四六四、四九四、四九八、四九九

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び三好市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び紀美野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千四百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年十月二十七日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　和歌山県海草郡紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

紀美野町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。